

(仮称)盛岡市客引き行為等の禁止に関する条例の骨子案
に係るパブリックコメント実施結果について

- 1 募集期間 令和7年6月16日(月)から令和7年7月7日(月)まで
- 2 募集方法 市公式ホームページの応募フォーム、郵送、ファクス及び持参
- 3 受付意見数 9件(個人4人)
- 4 反映区分 A:計画等に盛り込むもの 0件
B:計画等に盛り込み済みのもの 1件
C:計画等に盛り込まないもの 0件
D:その他、要望・意見・感想等 8件

No.	意見内容	市の考え方	反映区分
1	<p>客引き行為の罰則の導入について、賛成です。</p> <p>夜の大通りを歩くと、非常に不快な思いをします。個人によっては、恐怖を感じる方もいらっしゃるかと思います。また、他人に迷惑を掛けても、程度の低い飲食店を紹介してまでも、お金を稼ぐということを若者に経験させることは、若者の将来を潰すことになるかと思います。</p> <p>条例を作るにあたり、下記の検討をお願いしたいです。</p> <p>①規制区間の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大通りアーケード区間は飲食店の客引きが主ですが、鹿角屋、ピアッツァ、京藤ビルなどの付近ではキャバクラ等の客引きが激しく、アーケード以上に取り締まりの必要を感じる。 	<p>①</p> <p>風俗関係の客引きについては、既に風俗営業法や県条例により禁止されており、警察による取締りが実施されています。</p> <p>「(仮称)盛岡市客引き行為等の禁止に関する条例」は、現在禁止されていないことから取り締まることができない、居酒屋やカラオケ店の客引き等を、新たに禁止しようとするものです。</p> <p>禁止区域は、現在居酒屋やカラオケ店の客引きが活動している地域を定めており、今後は必要に応じて禁止区域の見直しを行います。</p>	D

<p>②罰則の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の幹部の答弁では、国や都では営業停止などの処分ができて、盛岡市としては難しい。という内容の答弁でしたが、根拠が不明瞭であり、実効性のある条例にしていきたい。 <p>③店舗斡旋・紹介業者に対する規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営者、運営法人にも規制をかけられると、より効果的だと思われる。 <p>④接待を伴う飲食店ではいかなる客引きも禁止する。 (店舗前であっても)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状での夜はとても歩けたものではありません。 夜9時以降に裏道のほうも歩いてみてください。 鹿角屋付近からピアツツァ付近までは、10人くらいの客引きがしつこく声を掛けてきます。 アーケード以上に不快な思いをします。 内館市長に期待しています。新しい盛岡、過ごしやすい街づくり、よろしくお願いします。 	<p>す。</p> <p>なお、今回のパブリックコメントの御意見の中で、風俗関係の客引きについて取締りの要望があったことから、市から警察にその取締りの強化について要望してまいります。</p> <p>②</p> <p>風俗営業法においては、県の公安委員会は、営業の許可の権限があり、業者が客引き行為を行い法律に違反したときは、営業停止を命じることができます。しかし、「(仮称)盛岡市客引き行為等の禁止に関する条例」は、営業許可の権限を有していないことから、この条例を根拠とした営業停止を命じることができないものであり、これは、先行して条例を制定している他都市においても、同様の扱いとなっています。</p> <p>③</p> <p>条例において、禁止区域内での客引き行為や客引き行為を用いた営業を禁止するので、店舗の運営者・紹介業者に対しても規制をかけることとなります。</p> <p>④</p> <p>風俗営業法により、接待を伴う飲食店による客引き行為は、全ての地域において、現在も禁止されており、警察による取締りが実施されています。</p> <p>「(仮称)盛岡市客引き行為等の禁止に関する条例」は、現在禁止されていないことから取り締まることができない、居酒屋やカラオケ店の客引き等を、新たに禁止しようとするものです。</p> <p>なお、今回のパブリックコメントの御意見の中で、風俗関係の客引きについて取締りの要望があったことから、市から警察にその取締りの強化について要望してまいります。</p>	
--	---	--

2	<p>店舗前でたむろして飲み物や傘など捨てていくので掃除も大変です。どうか1日でも早い排除よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>条例の制定とその施行に取り組んでまいります。</p>	D
3	<p>私は、盛岡市が提案している「客引き行為等の禁止に関する条例骨子案」に賛成いたします。</p> <p>盛岡の街は、美しい自然と温かい人々が魅力の地域であり、観光客や市民にとって安心して過ごせる環境の維持が非常に重要です。</p> <p>現在、盛岡市の中心市街地に位置する大通商店街では、強引な客引き行為が見られ、通行人や観光客が不快に感じる場面が増えています。こうした行為は、街のイメージを損ねるだけでなく、真面目に事業に取り組んでいる飲食店関係者にも多大な被害を与えています。</p> <p>この条例案は、盛岡市が「安心・安全」「清潔・快適」な都市環境を目指すうえでも、必要かつ効果的な措置であると考えます。また、店舗側にとっても、健全で公正な競争環境が整うことにつながり、地域の信頼と地元経済の発展にも寄与するものと思います。</p> <p>市民や観光客はもちろんのこと、事業者の安心・安全を守るために、本条例案が早期に可決され、適切に施行されることを強く希望します。</p>	<p>条例の制定とその施行に取り組んでまいります。</p>	B
4	<p>第2について</p> <p>定義(5)アの説明で、地縁による団体という表現は、市民には分かりにくいのではないかと。地方自治法を理解している市役所職員の方々は、地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体という表現で、それが町内会のこ</p>	<p>条例の規定は、法令や市の他の条例の規定を参考とした表現となっておりますことから、チラシなどによる周知・啓発活動を行うときには、御意見を反映して分かりやすい表現となるように努めてまいります。</p>	D

	<p>とと即理解できるのでしょうか、一般市民は、それが町内会のこととはすぐに理解できないのではないかと。素直に町内会等（地方自治法・・・）とすべきと思うが如何か。</p> <p>同様にイについては、商店街協同組合等、商店街の振興を目的として活動を行うものと分かりやすい表現にできないものだろうか。</p> <p>市民等の説明文で、「市の区域内」としているが盛岡市内や盛岡市の行政区域という表現ではだめなのか。一般に市の区域内という表現をするものなのか。</p>		
5	<p>第12について</p> <p>この条文は、市長が報告を求めることが出来ること、又は担当職員に質問させることが出来るという異なる二つの内容の条文と思われる。「又はその職員に」とあるがここにも主語として「市長は当該又は担当職員に」とした方が分かりやすいのではないかと。条例文の書き方等定型があるのかもしれないが、分かりにくいのではないかと。</p>	<p>条例の規定は、法令や市の他の条例の規定を参考とした表現となっておりますことから、チラシなどによる周知・啓発活動を行うときには、御意見を反映して分かりやすい表現となるように努めてまいります。</p>	D
6	<p>第5について</p> <p>区域の指定は市長が出来るとのことだが、本条例の本文では具体の区域については示されていない。パブリックコメントの資料として図が添付されているが、骨子案では具体的な表現は見当たらない。禁止区域は、条例の施行規則等で具体的に示すのか。</p> <p>盛岡市民であれば、参考図を見て区域の始点と終点を理解する人が多いとは思いますが、具体的に地番や道路名等により区域標示をすべきと思うが如何か。議会に提案する際は、条文中に具体的表現で明記されるのだろうか。</p>	<p>禁止区域を指定するときは、第5の3にありますとおり告示を行い、御意見のとおり道路名や地番を使用するほか、図面によりお示しする予定です。</p> <p>風俗関係の客引きについては、既に風俗営業法や県条例により禁止されており、警察による取締りが実施されています。</p> <p>「(仮称)盛岡市客引き行為等の禁止に関する条例」は、現在禁止されていないことから取り締まることができない、居酒屋やカラオケ店の客引き等を、新たに禁止しようとするものであり、先行して</p>	D

先の全員協議会で、ある議員から大通りの道路一本でいいのか、大通りの北と南も含むべきではないかというような意見がありました。市からは、その付近は風俗関係の客引きが主であり、それについては既に県条例で対応しており、今回の市の条例は居酒屋をメインターゲットにしていることからメイン通りを対象としている、との説明があったように思います。県と市、ダブルスタンダードのように思われる。

風俗関係、居酒屋関係とわざわざ区別し県と市の役割分担と言うことではなく、対象は盛岡市の大通り一体の区域のことである。市が全体を見通し、それこそ市の責務として対応すべきと思われる。

先行している自治体の例として盛岡市と同規模の自治体である前橋市や東北で先行している仙台市の条例はある一定区域を条例の対象区域としている。大通りはメインの一方通行の道路のほかに北側南側についても風俗関係の店舗のほかに飲酒を目的とする店も出店している。

禁止区域案は、警察、商店街や町内会から意見聴取をして作成したものとのことだが、現状では大通りのメイン通りの客引きが目立つという現状から指定区域を想定していると思われるが、事業者サイドは、この条例が施行されたのちは、彼らも生き残りのために様々な対応策を講じてくるものと推測される。ある意味イタチゴッコの可能性もあるが、当初からある一定の区域を面として指定するべきではないか。線の指定では、頭隠して尻隠さずではないか。

先行する前橋市や仙台市とは街の構造や事情が違うと

条例を制定している他都市と同様になります。

禁止区域は、現在居酒屋やカラオケ店の客引きが活動している地域を定めており、今後は必要に応じて禁止区域の見直しを行います。

なお、風俗関係の客引きについては、市から警察にその取締りの強化について要望してまいります。

	<p>いう判断なのかもしれないが、参考とすべきではないかと思うが如何か。</p> <p>他の先行する都市でも、県と市の役割分担的な条例の構造になっているのか。</p>		
7	<p>この条例骨子案では、条例の目的を達成するため必要な施策を推進する責務があるとしているが、その責務をどのように果たすのか、制定後の実際の市の対応については、記されていない。規則等で定めるのか。施行後の執行体制について市はどの程度の頻度の指導やパトロール等を想定しているのか。</p> <p>条例の運用について、現時点でどのような対応をしようとしているのか、全員協議会でもそのような指摘はなかったと思うが、市の対応についてはいつの時点で公表するのか。</p> <p>このような条例は、最初が肝心であり、条例の制定者の施行当初の対応が条例の目的を達するか大きなカギと考えるが如何か。</p>	<p>条例の制定後の指導やパトロール等につきましては、対象区域の客引き等の状況を見ながら、警察や商店街と共同で随時実施してまいります。</p> <p>パトロール等の実施日等については、指導やパトロールを効果的に実施するために、非公表とする予定です。</p>	D
8	<p>前橋市では禁止区域と共に時間も指定しているが、盛岡市は時間についてはどのように考えているのか。24時間いつでも禁止区域は条例の対象とするということなのか。</p>	<p>当市では、禁止区域を定め、禁止区域内での客引き行為等を禁止することにより、市民や、観光等で盛岡を訪れた方々が安心して歩いて楽しめる、安全なまちづくりを推進することとしており、先行して条例を制定している多くの市と同様に、禁止区域においては、時間の指定をせずに客引き行為等を禁止する予定です。</p>	D
9	<p>事業者への周知は10月11日にチラシや説明するとしていたが、市民にはHPや広報で、と発言していた。市民に対してそれだけに留まらず、禁止区域等の通行者等に議会等で制定後に街頭でチラシを配布するなり、積極的な市の広</p>	<p>市民への周知につきましては、6月及び7月に市、警察、商店街とで大通において合同パトロールを行ったところですが、条例の制定後は、御意見のとおり、条例の内容について、街頭でチラシの配布等の周知活動を実施予定です。</p>	D

<p>報対応が必要ではないかと思うが、如何か。</p> <p>条例を制定しました、市民には広報やHPでお知らせしています、と言うような対応では、市として要望があったので、その要望にお応えして条例制定しましたと言う他人事のような市の態度に見えてしまう。</p>		
---	--	--